



三鷹事件 再審請求の現状

三者協議で開示された証拠から 新たな事実が見えてきた

川村潤

編集部・
三鷹事件再審を支援する会

1月18日、都内で「竹内景助氏の獄死から50年——三鷹事件再審開始を求める集い」が開かれ、支援者ら200人が会場を埋めた。

三鷹事件とは、米占領下の1949年に起きた下山・松川事件とともに三大鉄道フレームアップ事件と数えられる事件の一つだ。同年7月15日に電車区から無人電車が暴走し三鷹駅に突入・脱線。乗降客ら6人が死亡、20人が負傷した。

警察・検察は共産党・労働組合の仕業と決めつけ、10人の国鉄労働者を逮捕、虚偽の自白を強要し起訴した。判決は労組員による共同謀議説を退けたが、竹内景助氏の単独犯として死刑を確定させた。竹内氏は二

審判決以降、一貫して無実を訴え続け再審請求に意欲を燃やしていたが、1967年1月18日無念にも獄死してしまった。

この日は竹内氏の死後50年にあたり、氏を悼むとともに、2011年に行った再審請求に基づく三者協議(裁判所・弁護人・検察の協議)の報告がなされた。

集会では冒頭、請求人である竹内さんのご長男の肉声のメッセージがあり、三鷹事件再審を支援する会代表の大石進氏、ジャーナリストの菅野良司氏、狭山事件再審請求人の石川一雄氏の発言、元外交官・孫崎享氏の記念講演など、盛りだくさんの内容であったが、ここではこの集会

での弁護団の報告から、再審の争点に絞って報告する。

複数の弁護士の話を私なりに整理してまとめたものと理解していただきたい。

竹内景助氏の事件当時のアリバイについて

三鷹事件に関心をもつ人、とくに竹内景助氏の無実を信じる人たちにとって、事件当時の竹内氏のアリバイについて共通の認識をもっている。それは事件が起こった同じ時間に、竹内氏が三鷹電車区のお風呂場に入ったというものだ。

竹内氏自身の手による「再審理由補充書」においても、竹内氏が亡くなった1967年に刊行された小松良郎氏の著書『三鷹事件』においても、そのことが詳細に記されている。その後の出版物もこの見解を踏襲している。

三鷹事件再審弁護団が再審申立を行った際も、この内容に基づいて弁護方針を立てている。その「再審請求書」には次のように書かれている。
〈事件が起こったのが1949年7月15日で、三鷹電車区から暴走してきた電車は午後9時23分頃に三鷹駅の車止めを突き破り大破した。こ

の電車の衝突によって停電が発生している。当時の証言から総合して、事故直後の停電と10時少し前の停電の2回があり、前者は遮断・送電を2回繰り返した点滅とも言える停電で、後者は10分程度の長めの停電だと想定される。

竹内氏は「再審理由補充書」で、この日、三鷹電車区の浴場に行き、職場の仲間と話をしていること、浴場にいる間に停電があったことを主張している。また、複数の職場の同僚が竹内氏と会話したことを証言している。

それらの経過からして、竹内氏は1回目の停電時に浴場において入浴しており、アリバイが存在する。このアリバイ問題について、今回の集会で弁護団は次の報告を行った。

アリバイに関する 弁護方針を見直す(弁護団)

竹内景助さんが生きていた時の最初の再審請求の段階から、5年前に第2次再審の申し立てをした時と同じですが、アリバイと言えば浴場における停電とその時の会話、つまり目撃者が大きな証拠になっていました。

その点についての弁護士方針の変化についてご説明します。

事故によって生じた停電の時には竹内さんは浴場で入浴していた。そこに何人かの人がいつしよにいて、顔見知りの教官などが目撃証言を当時している。これが無罪の証拠だという主張を弁護士はしてきました。

ただ記録を精査する中で、わからないうことがいくつか残されていました。

停電が一回だけのものではなく、点滅するような停電が何度かあつて、それからしばらくして長い停電があつたという証言がありました。人によって違いがあり、停電がいつどのように起きたのかも、よくわかりません。

複数の人が浴場で竹内さんと会っています。みんなで一斉に会うわけではありませんから、多少時間差があつて、竹内さんがどこでどうしていたという証言が断片的で、それぞれの整合性がなかったりするという問題もありました。

再審申立以降、強く証拠開示を求

めてきたことによつて、2013年に大量の証拠が開示されました。その中には電気関係の技師の供述調書や電気系統の停電の状況を図面化したものがあり、これらによつてようやく停電の正確な推移が解明できました。

さらにお風呂場に居合わせた人の調書もかなり出てきました。それらを検討すると、竹内さんがお風呂場でたくさんの人と話しているのは、衝突の時の短い停電ではなく、しばらく経過した後の長い停電の時だと考えるほうが整合性があるのではないかと結論に至りました。

そこで、私たちは竹内さんの供述調書をもう一回洗い直しました。特に初期供述に戻りました。検査官によるひどい取り調べの中で、加えて弁護人の間違つた弁護活動もあつて、否認から始まつて単独犯行、共犯、そして単独犯行、否認というように、何度も、しかも裁判が始まつてからも繰り返し変転させました。

そういう中で本人の記憶の中に混乱が生じたかもしれないし、迷いもあつたでしょう。自分がどうやつたら死刑を免れることができるのかという究極の状況です。

私たちは、最も正しい供述をして

いるのは初期の供述ではないのかと考えました。竹内さんは、当初奥さんと共に自宅にいて子どもを寝かしつけたりしていた。そこで、最初の停電が起きた」と供述していました。そういう目でもう一回見ると、一貫性があるわけです。ではなぜ、竹内さんは自分の死刑判決の後の再審請求の時に、奥さんと一緒に家にいた時に停電が起きたという主張をしなかつたのか、そこはよくわかりません。ただ妻は身内だからその証言は信用されない、それよりも客観的な利害のない証人の方が有利なはずだという判断があつたかも知れません。

あるいは、当時の停電の時間帯についての記憶があやふやだったかもしれない。そういういろいろなバイアスがつかつた上での主張ではないかと思われれます。

お風呂で彼がいろいろな人と会つたことは確かです。それは嘘ではありません。しかし、事件当時のアライアスを証言できる証人は奥さんではなかつたかということに弁護士方は針を切り替えました。

これについて、奥さんのまささんはどんなことを言っているのか。記録を見ると、一番の時に証言をされていますが、まささんも、最初の停電の時には竹内さんも自宅にいたと言つており、竹内さんの初期供述とピタリと合っています。

ただし、公判証言は事件から何カ月も時間がたつていきます。それで、一番最初の頃、事故に近い時期にまささんがどういうことを言つていたのかがポイントになります。警察での最初の事情聴取で、まささんが「私といつしよに自宅にいました」と言つていたら、これはものすごく意味のあることで、竹内さんは事故当時自宅で奥さんといつしよにいたということが強く裏づけられるものになります。

私たちは「ぶん悩みましたが、新しい証拠、開示された当時の貴重な資料に基づいて、このような決断をして、奥さんの供述こそがアライバの証言であり、竹内まささんの供述調書をすべて開示せよ」という強い要求を行つていくところです。裁判所もまささん供述調書の開示に理解を示していただいていますので、早晩、開示されるのではないかと考えています。

証拠の開示を通じて真相に一歩一歩進んでいくと私たちは確信しています。引き続きのご支援をお願いします。

証言の開示を通じて真相に一歩一歩進んでいくと私たちは確信しています。引き続きのご支援をお願いします。

証言の開示を通じて真相に一歩一歩進んでいくと私たちは確信しています。引き続きのご支援をお願いします。

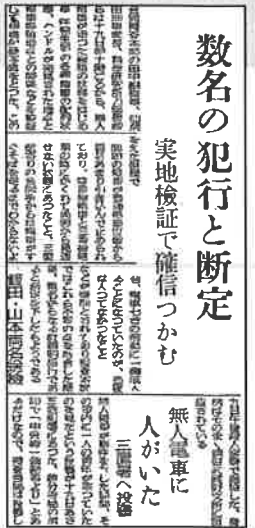
証言の開示を通じて真相に一歩一歩進んでいくと私たちは確信しています。引き続きのご支援をお願いします。

犯人は四、五名か

三層ヒモで無人操縦

三層ヒモで無人操縦 犯人は四、五名か

数名の犯行と断定



三者協議の争点

開示された証拠を直接目にするこ
とができないので、客観的な判断が
十分できないが、弁護団が長い時間
をかけた作業と大英断を行ったこと
に心から敬意を表したい。引き続き
三鷹事件再審を支援する会の一員と
して、弁護団をしつかり支えていく
決意をしている。

弁護団のその他の報告について、
テーマごとに概略をまとめる。

パンタグラフは 2つ上がっていた

今回の再審請求の新証拠の第一は、
パンタグラフについての専門家の鑑
定書である。判決では竹内さんが第
一車輛のパンタグラフを上げて通電
させ電車を走らせたことになってい
るが、事故後の写真を見ると第2車
両のパンタグラフも上がっていた。

一番の説明では、電車が走行中に
何かが落ちてその衝撃で上がったも
ので、犯人が上がったものではないと

していた。これについて第2車輛の
パンタグラフの破損状況から、落下
物の衝撃で上がった状態ではなく、
パンタグラフがすでに上がっていた
ことよって下から上にものが当
たった形跡があるという鑑定書を出
した。

つまり、第2車輛に別の犯人がい
てパンタグラフを上げたという客観
的な証拠になり、竹内さんの単独犯
行では不可能という結論になる。こ
の大学教授の証人尋問を裁判所に申
請している。

最後尾の前照灯が 点灯していた

事故車両は事故時に最後尾の車輛
の前照灯がついていた。この前照灯
は最後尾でスイッチを「入」にしなけ
れば点くことはない。しかし自分で
も確定判決でも、竹内さんは最前部
の車輛の運転台で単独で行動してい
たことになっており、一番後ろの車
輛には立ち入っていないという前提
になっている。

事故当日、交番検査が行われ、構
内運転士が電車を引き出して一番線
に戻す作業を行っている。この作業
に関する規定では最後尾の前照灯は
「切」にすることになっている。さら

に、点いていなかったらどうという
元国鉄運転士の証言も得ている。こ
れらは犯人が最後尾の車両にいたこ
とを示している。

この点について構内運転士に関す
る規定、指示書、報告書、供述調査
などの証拠開示を求めている。

手ブレーキが 解除されていた

電車の手ブレーキとは自動車のサ
イドブレーキにあたる。手ブレーキ
をかけたまま電車を走らせれば、擦
過痕など何らかの跡が残るはずだが、
そのような跡は残っていたという証
拠はない。

最後尾車輛の運転席に入って手ブ
レーキを緩めたという点について、
竹内さんは一切触れていない。事件
翌日の朝日新聞に、構内運転士がブ
レーキをかけてから降車したという
コメントが載っている。このブレー
キは電車の構造からすると手ブレ
ーキを意味する。国鉄の規定でも手ブ
レーキをかけることになっている。
したがって、真犯人は最後尾の車両
で前照灯のスイッチを入れることに
加えて、手ブレーキを解除していた
ことになる。

新聞にコメントした構内運転士の

供述調査の開示と、運転取扱に詳し
い元国鉄運転士の証人尋問を求めて
いる。

すべての証拠を開示し 歴史的事件の真相を 明らかにしよう

弁護団は、ほかに竹内氏の供述に
整合性がない点や事件当夜竹内氏を
見たという目撃証言の信用性に関す
る報告なども行ったが、ここでは割
愛させていた。

三鷹事件再審請求から6年目に突
入した。すでに見てきたように、開
示された証拠に基づいて三者協議が
重ねられているが、検察側が証拠開
示を渋っていることからその進捗の
速度は鈍い。

刑事訴訟法(1949年1月施
行)の最初の重大事件と位置づけられ、
関係証拠はすべて検察で保存されて
いると聞く。検察にとって歴史の闇
であるという自覚があるのかもしれ
ない。

再審請求人や証言できる方々も高
齢になっている。一刻も早くすべて
の証拠を開示し、歴史的な大事件に
光を当て、時代の犠牲者となった竹
内景助氏の無念を晴らしてもらい
たい。